

契 約 書 (案)

財団法人 健康・体力づくり事業財団 理事長 小澤 壯六 (以下「甲」という。) と
株式会社 代表取締役社長 (以下「乙」という。)
において、「運動・スポーツ活動のプロモーション事業に関する自治体調査 実査・集計一式」(以下、「実査・集計」という。)について、次の条項により契約を締結するものとする。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別紙の仕様書のとおり委託業務を行うものとし、甲は、その対価として乙にその代金を支払うものとする。

(契約期間)

第3条 乙が、委託業務を行う期間は、平成22年8月25日から平成23年2月28日までとする。

(契約金額)

第4条 この契約金額は、 円 (うち消費税額 円) とする。
2 前項の金額には、乙が行うこの契約の履行のための一切の対価が含まれるものとする。

(契約保証金)

第5条 甲は、この契約の保証金の納付を免除するものとする。

(費用負担)

第6条 乙がこの契約を履行するために要する一切の費用は、乙の負担とする。

(事前承認)

第7条 乙は、あらかじめ実査・集計に関する計画を甲に提出して、その承認を受けなければならない。

(指導)

第8条 甲は、乙に対して実査・集計が円滑に遂行されるよう必要な指導を行うものとする。

2 乙は、前項の指導に従うほか、必要な事項については、その都度甲に報告し、その指示を受けるものとする。

(再委託)

第9条 乙は、実査・集計に関する業務の一部を、甲の承認を受け、第三者に委託又は請け負わせることができる。ただし、乙は係る再委託により本契約に基づく業務の履行責任を逃れるものではない。

(審査)

第10条 乙が甲に納品する実査・集計は、あらかじめ甲の審査を受けなければならない。

2 甲は、委託業務について、作業完了後、乙から通知を受けた日から10日以内に

審査を行うものとする。なお、この審査を受けるための一切の費用は、乙の負担とする。

3 甲は、本条に定める審査のほか、必要に応じ、乙のこの契約の履行について検査を行うことができるものとする。

(納品)

第11条 乙は、前条に定める審査終了後、業務完了報告書を甲に提出し、甲の指示により納品しなければならない。

(成果物の権利)

第12条 第2条に定める委託業務の成果物に関する著作権及び使用権等の一切の権利は、甲に属するものとする。乙が提供する既存の資料の著作権は、乙又は第三者に留保されるものとし、甲は、かかる既存の資料を甲の業務処理目的に限り使用できるものとする。

(代金の支払方法)

第13条 第2条に定める対価の支払いについては、次のとおりとする。

(1) 委託業務料の支払いについては、乙は、第10条に定める審査終了後、第4条第1項に定める委託業務料を支払請求書として甲に提出するものとする。

(2) 甲は、乙から適法な前号の支払請求書を受領したときは、受領した日から30日以内に支払うものとする。

(遅延利息等)

第14条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条第2号に定める期間内に対価を支払わないときは、支払金額に対し、年3.3パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、期限内に調査依頼・入力・集計を完了する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 乙が正当な理由がなく調査・入力・集計を行わないとき。

(3) 乙がこの契約に違反したと甲が認めたとき。

(違約金)

第16条 甲は、前条第1号から第3号までにより契約を解除したときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として乙から徴収するものとする。

(秘密保持)

第17条 甲及び乙は、本契約の履行に関連して相手方から提供され、秘密であると明確に指定された情報及び資料並びに相手方の業務上その他の秘密を、本契約期間中のみならず本契約終了後も第三者に漏洩しないものとする。

2 前項の規定にもかかわらず、次の各号の情報及び資料については、甲及び乙はこれを秘密として取り扱う必要はないものとする。

(1) 一般に入手できるもの。

(2) 本契約締結前にすでに保有しているもの。

(3) 本契約外で独自に開発したもの。

(4) 第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手したもの。

3 乙は、第9条に基づき業務の一部を再委託した場合には、本条に定める秘密保持義務と同等の義務を課すことを条件に、再委託した第三者に対して甲の秘密情報及び資料を開示することができるものとする。

(損害賠償)

第18条 甲及び乙は、この契約に基づき相手方の責に帰すべき事由によって損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第19条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成22年8月25日

甲 東京都港区東新橋二丁目6番10号
大東京ビル
財団法人 健康・体力づくり事業財団
理 事 長 小 澤 壯 六

乙